

令和6年度八尾市国民健康保険重症化予防・医療費適正化対策等業務回答書

令和6年6月25日

	質問内容	回答
1	「仕様書 5業務内容 (5) 特定健康診査受診勧奨通知業務 ③通知書による受診勧奨 イ実施時期について」1回目の通知時期が令和6年8月末予定となっていますがこの通知時期は必須でしょうか？ 当社の運用スケジュール上、データ受領から通知まで3カ月の工期が必要となるため、7月1日にデータを受領できたとしても9月末の通知発送となってしまいます。 そのため、1回目の通知発送時期については受注後、改めて協議させていただくことは可能でしょうか？	特定健診受診者数が落ち込む8月末での勧奨を予定しておりますが、時期の協議は可能です。